

第3次宗像市コミュニティ基本構想・基本計画（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
P3	<p>宗像市は、総務省の報告書のうち、役員不足や高齢化、近所付き合いの希薄化、自治会加入率の低下といった、リソース不足に関する因子は基本計画書の中で書いたが、「行政からの依頼事項が多い」という、リソースを消費する因子には殆ど触れていない。総務省の報告書で全国的に認められている日本の情勢の大きな特徴のうち都合が悪い部分を意図的に排除して、基本構想・基本計画を書くことは、基本計画が空理空論で終わるのみならず、総務省の発信した日本の情勢を歪めて伝えることによって、宗像市民の民意を間違った方向に向かわせるものであると指摘します。</p> <p>よって、宗像市が自治会に依頼する業務（総務省の報告書では、行政協力業務）を、定量的に棚卸しし、このリソースを消費する因子と、リソース不足に関する因子を定量的に比較衡量し、自治会が取り組むテーマの絞り込みや、宗像市議会でも意見が出ているゴミの戸別収集等で、従来の自治会業務を本来の行政業務に返還するなどの策定をして、基本計画をゼロからやり直して下さい。</p>	原案どおり	<p>ご意見の項目については、本市で実施した自治会アンケート（P20表2-(3)-8）でもその課題感を調査しています。同アンケートでは「行政からの依頼事項が多い」については、4.7%と比較的低い値であったことから、P3及びP20では具体的に取り扱っていません。</p> <p>一方で、ご指摘のとおり、運営協議会や自治会に市が依頼する業務の棚卸しは継続的に行っていく必要があると考えており、P41に記載のとおり、行政と地域が協働で行う事業等の実態把握や検証を行うこととしています。</p>
P6	<p>コミュニティ施策がスタートした時点のコミュニティの基本的な人口は3000～5000人規模の地区が理想とされてきたのではないのでしょうか。現在その人口には大きな変化が生じています、コミュニティの適正な規模に関する議論は基本構想を策定するうえで大前提とするべきと考えますが、その点に関する記述が必要ではないのでしょうか。</p>	原案どおり	<p>ご意見の人口規模については、施策開始時点での報告書にまとめられた例示の一つであり、コミュニティの範囲の適正規模を示すものではありません。また今後も人口等の数値により適正規模を議論、設定する予定はありません。</p> <p>現在のコミュニティの範囲は、小学校区や旧町村等、既存の地縁を考慮しながら、地域住民と行政との合意形成により設置されています。今後、範囲の見直しの必要性が生じた場合にも、地域住民と行政との合意形成を図りながら検討を進めていきます。</p>
P8	<p>基本計画書の8頁目に、地域と行政との関係を「対等なパートナー」と位置付け、互いに理解、尊重しながら連携、協働してまちづくりを進めると書いてあるが、宗像市は、「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」の第6条2項の、市及び市民等は、この条例の目的を達成するために考え、提案し、行動するすべての局面において、対等、平等及び公正でなければならないという条項において、コミュニティ運営協議会の組織運営の内、住民のお金の支払いなどの民事上の問題における情報共有の点で違反している。具体的には、コミュニティ運営協議会の情報を（自治会加入者、未加入者に関わらず）住民に共有する義務が課せられていない。コミュニティ運営協議会は、自治会加入／未加入に関わらず、住民に対して、住民の権利や合意形成のための条件と内容（特にお金）に関して説明責任を義務付けるべきである。現状の説明責任を果たさない姿勢が、現在の自治会加入率の低下を招いている。</p>	原案どおり	<p>各地区運営協議会においては、総会、運営委員会あるいはコミュニティ広報紙等、様々な手法で構成員に対して情報共有がなされており、直ちに市民参画条例に違反しているという指摘にはあたりません。</p> <p>一方で、行政、地域ともに、地域住民への情報共有や情報発信は課題として認識しており、P32、33に記載する取り組むべき内容の中で対策していくこととなります。</p>

P9	<p>コミュニティ政策の拠点としてはコミュニティ・センターが重要と言う認識ですが、大半を下支えしているのは自治会であり、その活動拠点である公民館であります。また、人的にも自治会加入者や自治会の役員の貢献が大きいことは事実であります。しかしながら、基本構想案においてその記述が極めて少ない印象です。任意団体である自治会がコミュニティ政策の屋台骨であることを市職員、市民に認識していただく必要があるのではないのでしょうか。そのための対策など具体的な記述が必要ではないのでしょうか。</p>	原案どおり	<p>自治会の重要性については、P21において「コミュニティづくりの土台」と表現し、本基本構想・計画の中でも十分に認識しています。</p> <p>市職員や市民に対する認識の向上の必要性についてはご指摘のとおりで、具体的な対策は、P32の理念の再確認や地域の役割の再認識、P49の自治会の役割の最適化等の中で議論、実践されていくものです。</p>
P10	<p>基本計画書の10頁目にまちづくり交付金の流れの説明があるが、監査や監視について一切説明がない。現状、財政援助団体等監査が対応する団体数が16であったとすると、第三次計画の10年間に、コミュニティ運営協議会全ての健全性を監査することは出来ない。また、宗像市監査基準第9条で規定されている、監査委員が判断の過程、結果及び関連する証拠書類が、情報公開請求の結果に存在しておらず、市民が監査の健全性を確認することは出来ない。また、コミュニティ協働推進課も、コミュニティ運営協議会の規定や組織図を監視すべきであるが、それに紐づく依頼文書や結果報告の文書が存在せず、電話一本で指示して紙だけ集めてキングファイルに挟み放置していたであろう姿勢が、監視に値するものではないことが情報公開請求で明らかになっている。田舎の方でも、空き家の増加による新入居や、近所付き合いの希薄化によって、素性を良く知った役員を選出出来る好条件が消え去ろうとしている。</p> <p>また、認可地縁団体の法人格を取得すると、ある代表者が民法上の不法行為を起こした場合、その代表者が辞めても、同法人が、旧代表者の不法行為の損害賠償責任を負い、債務の返済を求められた場合、新代表者が連帯責任を負う可能性もあり、被害範囲は甚大となる。よって、情報公開請求で明らかになったように、近年法人格を取得した自治会が多くなった現状では、監査部門による監査、及び、行政部門による監視が、特に会費の支払い等における民事上の問題についても厳しくなされ、公開、報告されるべきである。</p>	原案どおり	<p>P8に記載のとおり、本市のコミュニティ施策においては、市と運営協議会の関係性を「対等なパートナー」と位置付けており、運営協議会は、市が一方向的に監視するものではありません。</p> <p>まちづくり交付金については、各運営協議会内での会計監査や税理士による指導のほか、市職員による日常的な助言や各年度の実績報告の確認、市監査委員事務局による財政援助団体監査等により、出納その他の事務が目的に沿って行われているか監査を行っています。</p> <p>地方自治法に規定される認可地縁団体は、市町村の認可により自治会等が権利義務の主体となることが目的であり、市町村の役割はその要件を充足しているか確認するにとどまるとされています。認可をもって市町村の指揮管理下に置かれるものではなく、あくまで自主的に組織し、運営や活動がなされていくものです。</p>
P27 P32	<p>P27「関係者や住民の中でその役割や重要性に対する認識が十分でない状況が見られます。」及びP32「行政と地域が対等な立場に立ち、互いの特性を尊重しながら、相乗効果的に成果を生み出すという施策の意義や本質への理解が、行政においても、地域においても薄れてきています。」とありますが、どのような事案があったのか、また誰がどのようにしてその状況を認識したのかについて具体的な説明をすることで理解度を増す工夫をしてはいかがでしょうか。</p>	一部修正	<p>ご意見の記載については、特定の事案に限定されるものではなく、に見られる傾向であり、本基本構想・計画の策定においても、市の関係部署や運営協議会による意見交換等で出されたものです。P27に制度理解の事例を用いて追記します。</p>

P50	<p>自治会の加入者が減少する中で、防犯灯の電気料金の負担についての課題があります、防犯灯については自治会の加入、未加入を問わず全ての人(通行者)がその恩恵を受けていると言えます。このことは、コミュニティ事業(イベント)に自治会の加入、未加入を問わずに参加できることと同じと言えるのではないのでしょうか。電気料金の負担については市全体で現状を精査し方向性を検討する必要があり、その基本的な考え方は本構想案の中で示すべきではないのでしょうか。</p>	一部修正	<p>自治会加入率が低下している地域における防犯灯の電気料金の負担に対する地域住民の不公平感は、市としても認識しています。現状では、管理費のみを未加入者から徴収する等、各自治会で様々な対応がとられています。市内の現状精査は進めているものの、負担の在り方について、統一的方向性を示す段階にありません。</p> <p>自治会加入率の低下そのものは全市的な課題と認識しています。各地区に共通する具体的な自治会の課題への対策は実態調査のうえ、適宜検討するものとして、P50の取組例及び行政と地域の役割に「全市または各地区で共通する自治会課題への対策の検討」を追記します。</p>
P50	<p>現在、公民館の改修補助制度は行政が必要と考え補助を出していますが、時代が変化していく中で、避難機能強化、子ども食堂など居場所づくり、耐震化の必要性など公民館の機能強化に通じる補助制度の見直しの必要性があると考えます。(能登半島地震の事案においても自主避難所としてより身近な関係で助け合うケースが紹介されています)本構想案、行政の役割の中でそのことに触れられていませんので検討が必要ではないのでしょうか。</p>	一部修正	<p>自治公民館の機能強化に通じる補助制度の見直しについては、上記同様、「全市的に共通する自治会課題への対策の検討」の中で、継続的に議論を進めていきます。</p>
-	<p>基本構想案冒頭でも防災について重要性が述べられておりますが、コミュニティ地区と消防団活動区域がリンクしていない地区があります。また、まちづくりの根幹ともいえる選挙の投票地域と投票所についてもリンクしていない地区があります(離島などの特別な配慮を必要とする地区以外に)。このことは市議会で指摘もされていますが議論が進んでいない状況です。次の計画の見直しまでに大規模な災害が発生しない保証はありませんので、早々に防災的活動範囲の整理を行い万が一の時に混乱しないような対策(活動域の整理議論)が必要ではないのでしょうか。</p>	原案どおり	<p>コミュニティの範囲は、小学校区や旧町村等の既存の地縁を考慮したものです。一方で、消防団の活動区域や選挙の投票区域は、距離や人口規模を考慮して設定しているため、必ずしも一致するものではありません。現時点では消防団から問題提起もなく、その不一致が直ちに混乱を招くものではないと認識していますが、今後も必要に応じて検討を進めていきます。</p>